

南幌町内の事業所等に就職する 新規学卒者・Uターン者を応援します！ 就職祝金 10万円

町内の事業所等に就職した新規学卒者、Uターン者に10万円の「祝金」を支給します。
(※注意：この祝金は、令和7年4月以降に就職された方を対象とした事業です。)

【対象者】 次の要件を満たしている方が対象となります。

◆新規学卒者・・・町内に住所を有する者であって、中学校、高校、専門学校、大学等を卒業（退学）した翌日から1年以内に就職した40歳未満の者

◆Uターン者・・・以前に南幌町に住民登録されていたことがあり、南幌町に転入した日から1年以内に就職または就職した日から6か月以内に南幌町に転入した40歳未満の者



【交付条件】

- ①対象者が、南幌町内に本社、事業所等を有する個人又は法人で、雇用保険法による適用事業を行う事業所等に正規雇用され、同一事業所等において2年を経過していること。
(※ただし、官公署、政治団体、宗教団体、商工会、農業協同組合、町が出資その他財政上の援助等を行う法人等、町が設置する公の施設を管理する指定管理事業者は除く。)
- ②対象者が、雇用保険法に規定する被保険者で、かつ期間の限定がなく事業主に正規雇用で雇われた従業員のうち、事業所の定労働時間を通じて常勤していること。
- ③対象者が、町内に住民登録後2年経過し、現に居住していること。
- ④対象者が、町税等の滞納がないこと。
- ⑤対象者が、暴力団の構成員でないこと。
- ⑥対象者が、外国人である場合は、日本国に永住権を有している者であること。
- ⑦対象者が、南幌町担い手育成対策奨励金、南幌町保育士等就労支援金の交付を受けてないこと。

【お祝い金】 10万円を支給します

【申請手続き】 裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】 南幌町産業振興課 商工観光係 011-378-7201

南幌町ふるさと就職祝金 申請手続きの流れ

町内事業所等※に正規雇用で就職する。

(令和7年4月1日以降に就職された方)



※官公署、政治団体、宗教団体、商工会、農業協同組合、町が出資その他財政上の援助等を行う法人等、町が設置する公の施設を管理する指定管理事業者は除きます。

就職後2年※経過したら (※南幌町に住民登録・居住していること)

◆申請に必要な書類を 産業振興課 商工観光係に提出してください。

【必要となる書類】 ★申請様式①～③は、町のホームページからダウンロードできます。

- ①南幌町ふるさと就職祝金交付申請書兼請求書 (様式第1号) ※申請者の押印必要
- ②雇用証明書 (様式第2号)
- ③南幌町ふるさと就職祝金交付申請に係る誓約書兼同意書 (様式第3号)
- ④最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し ※新規学卒者等のみ/ご自身でご用意ください
- ⑤口座名義、口座番号が確認できる書類 ※ご自身でご用意ください

◆町において、申請書類の審査および申請者の調査 (納税状況・雇用状況等) をします。

◆申請者に「南幌町ふるさと就職祝金交付決定通知」を送付します。

◆指定された口座に振り込みます。

